

2024.5  
vol.162  
みんなで  
回覧(掲示)  
してください

全国健康保険協会宮崎支部からのお知らせ

# 協会けんぽみやざき

## 特定保健指導のご案内

健康の維持には、健診を受けた後の行動こそが大切です。

### 健診受診



生活習慣の改善が必要

特定保健指導を利用しましょう!

特定保健指導を利用して、  
生活習慣の改善に取り組んでください。

医療機関への受診が必要

医療機関に早期受診!

治療が必要と判定された場合は、  
早期に医療機関を受診してください。

### 「特定保健指導」とは

健康づくりの専門家である保健師・管理栄養士が事業所様に伺い、対象者に寄り添った生活習慣病予防のための健康サポートを行います。

該当された方がいる事業所様へ、特定保健指導のご案内をお送りいたします。

### 事業主・ご担当者の皆様へのお願い

特定保健指導の実施にあたっては、多忙な業務時間を使わせていただくことになりますが、該当された方が生活習慣を改善しないまま放置していると、命に関わる重大な病気になる恐れもあります。

従業員の皆様の健康と、事業所様の将来を守るために、対象の方へ特定保健指導のご案内を確実にお渡しいただき、積極的に特定保健指導を受けていただくよう、お声掛けをお願いします。



### 特定保健指導を受けていただくまでの流れ

1

案内が届いたら、対象の方に渡し、特定保健指導を受けるよう勧める



2

対象の方と面談日を決めて、協会けんぽへ連絡する

3

面談日に、事業所で対象の方が特定保健指導を受ける

ZOOMを使用した遠隔面談も実施しています

※健診から保健指導までをトータルで実施している健診機関もございます。健診機関より特定保健指導のご案内が届きましたら、積極的にご利用ください。

### 令和6年能登半島地震により被災された皆様へ

医療機関窓口での医療費の一部負担金等の支払免除につきましては、令和6年4月30日診療分までとご案内しておりましたが、令和6年9月30日診療分まで延長となりました。

詳しくは、全国健康保険協会のホームページをご確認ください。

